

福岡市地域まちづくり推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の特性に応じた地域住民等や地域事業者による主体的なまちづくり活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、安全・安心で快適な魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域まちづくり 安全・安心で快適な魅力あるまちを実現するために行う、市街地の形成及び居住環境の維持又は改善に取り組む活動をいう。
- (2) 地域住民等 地域まちづくりが行われている地域の住民及び土地の所有権又は借地権を有する者をいう。
- (3) 地域事業者 地域まちづくりが行われている地域で事業を行っている者
- (4) まちづくりグループ 地域まちづくりの推進に関心を持ち、これから活動に取り組もうとする人の集まりをいう。
- (5) 地域まちづくり協議会 地域まちづくりを推進することを目的とする地域住民等や地域事業者からなる組織として、市に登録されたものをいう。
- (6) 地域まちづくり計画 地域まちづくりを推進するために地域まちづくり協議会が策定する地域まちづくりの目標、方針その他必要な事項を定めた計画として、市に登録されたものをいう。
- (7) 公開空地等 福岡市公開空地等を活用した賑わいづくり推進要綱（以下「賑わいづくり推進要綱」という。）第2条第1項各号に規定する公開空地等をいう。
- (8) 公開空地等活用計画 公開空地等を活用したまちの賑わいや魅力づくりを推進するために、地域まちづくり協議会が策定する公開空地等の活用の目標、方針その他必要な事項を定めた計画として、市に登録されたもの。

(地域住民等及び市の役割)

第3条 地域住民等や地域事業者は、地域まちづくりの主体として、相互に協力し、創意工夫して、地域まちづくりを推進する。

2 市は、地域まちづくりに関する情報収集を行うとともに、地域住民等や地域事業者に対して地域まちづくりに関する情報を提供し、その活動を支援する。

(まちづくりグループへの支援)

第4条 市長は、まちづくりグループから要請があった場合であって必要と認めたときは、福岡市地域まちづくり支援制度要綱（以下「支援制度要綱」という。）の定めるところにより、まちづくりアドバイザーの派遣を行うことができる。

2 前項の規定は、第5条第3項の支援を受けていないまちづくりグループに限るものとする。

(地域まちづくり協議会)

第5条 地域まちづくりを推進することを目的とする地域住民等や地域事業者からなる組織は、次の各号のいずれにも該当する場合は、地域まちづくり協議会として、市長に登録を申請することができる。

- (1) 組織の構成員は、原則として地域住民等若しくは地域事業者であること。
 - (2) 地域まちづくりを推進しようとする区域が、一体的なまちづくりの検討の必要があり、かつ、一団のまとまりのある区域であること。
 - (3) 地域まちづくりを推進しようとする地域を代表する組織として、自治協議会等地域の主要な団体が賛意を表明していること。
 - (4) 地域住民等や地域事業者に活動内容や成果を周知し、意見を聴きながら地域のまちづくりを推進しようとするもの。
- 2 市長は、前項の申請を受け、前項各号のいずれにも該当すると認められる場合は、地域まちづくり推進要綱取扱要領（以下「取扱要領」という。）の定めるところにより、地域まちづくり協議会として登録し、同協議会の概要を公表するものとする。
- 3 市長は、地域住民等を中心に組織された地域まちづくり協議会から要請があった場合は、支援制度要綱の定めるところにより、活動費の助成及び技術的援助のためのコンサルタントの派遣を行うことができる。
- 4 地域まちづくり協議会は、特定のものに利害を及ぼすことなく、当該地域における地域まちづくりの推進に努めるものとする。
- 5 地域まちづくり協議会の登録期間は、登録の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとし、登録期間満了後も引き続き、第1項の地域まちづくり協議会の登録の延長をしようとするとき、又は、地域まちづくり協議会の登録期間中に取消しをしようとするときは、取扱要領の定めるところにより延長又は取消し手続きを行うものとする。

（地域まちづくり計画）

- 第6条 地域まちづくり協議会は、地域まちづくりの推進を目的として地域まちづくりの目標、方針その他必要な事項を定めた計画を策定し、次の各号のいずれにも該当する場合は、地域まちづくり計画の案として、市長に登録を申請することができる。
- (1) 地域住民等へ周知され、意見を聴きながら作成されていること。
 - (2) 福岡市都市計画マスターplan及びその他市が策定した地域まちづくりに関する計画に整合していること。
 - (3) 特定のものに利害を及ぼすことが目的となっていないこと。
 - (4) 地域まちづくり計画の対象となる区域に一団の大規模な土地がある場合は、当該計画の内容について、当該土地の所有者の理解及び支持が得られること。
- 2 地域まちづくり協議会は、地域まちづくり計画の案の策定に当たり、当該計画の対象となる地域住民等に当該計画の策定に関する情報の公表及び周知を行い、理解を得るよう努めるものとする。
- 3 市長は、地域まちづくり協議会が第1項の地域まちづくり計画の案を策定するに当たり、必要な指導、助言等を行うことができる。
- 4 地域まちづくり計画で定める事項は次の各号のとおりとする。
- (1) 目標
 - (2) 現状及び課題
 - (3) 土地利用等に関する基本的な方針
 - (4) 活動計画
- 5 地域まちづくり計画には、前項に定める事項に併せて、次の各号に掲げる事項も定めることができる。
- (1) 地域の活性化に関すること。
 - (2) その他地域の課題解決に関すること。

- 6 市長は、第1項の申請を受け、同項各号のいずれにも該当すると認められる場合は、取扱要領の定めるところにより、地域まちづくり計画として登録し、当該計画の概要を公表するものとする。
- 7 地域住民等及び地域事業者は、地域まちづくり計画の対象となっている区域において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為その他取扱要領で定める行為（以下「建築等行為」という。）を行うときは、当該地域まちづくり計画との整合及び周辺環境との調和に配慮するものとする。
- 8 地域まちづくり計画の登録期間は、登録の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとし、地域まちづくり協議会が登録期間満了後も引き続き第1項の地域まちづくり計画の登録の延長をしようとするとき、又は、地域まちづくり計画の登録期間中に取消しをしようとするときは、取扱要領の定めるところにより延長又は取消し手続きを行うものとする。

（特定まちづくりルール）

第7条 地域まちづくり協議会は、前条第4項及び第5項に定める事項のほか、次の各号のいずれにも該当すると認められる場合は、地域まちづくりを推進するために特に必要な建築等行為に係るルール（以下「特定まちづくりルール」という。）を前条第1項に規定する地域まちづくり計画の案に定めることができる。

- (1) 特定まちづくりルールの内容が地域まちづくり計画の内容に沿って適切であること。
- (2) 特定まちづくりルールを運用する体制が明確であること。
- (3) 特定まちづくりルールに係る建築等行為（次条第1項の規定により地域まちづくり協議会に協議しなければならないものをいい、以下「協議対象行為」という。）が明確であること。

（建築等行為の誘導）

第8条 前条第1項の登録に係る地域まちづくり計画の対象とする区域において、当該地域まちづくり計画に定められた協議対象行為を行おうとする者（以下「協議対象行為者」という。）は、当該協議対象行為について、取扱要領の定めるところにより、あらかじめ、当該地域まちづくり計画を定めた地域まちづくり協議会と協議するものとする。

- 2 協議対象行為者は、当該建築等行為に係る法令（条例及び規則を含む。）に基づく確認、認定、若しくは許可の申請をしようとする日又は、当該建築等行為に着手しようとする日のうち最も早い日の30日前まで（福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例（平成12年福岡市条例第59号）第10条に基づく標識設置を行う場合にあっては、同行為を行おうとする日の30日前まで）に、前項に規定する協議の結果及び協議対象行為の内容を取扱要領の定めるところにより市長に報告するものとする。
- 3 地域まちづくり協議会は、第1項に規定する協議を行った場合、その結果を取扱要領の定めるところにより、速やかに市長へ報告するものとする。
- 4 市長は、第1項の協議に関して必要があると認めるときは、協議対象行為者に対し、指導、助言、要請を行うことができる。
- 5 市長は、第1項の協議の結果、協議対象行為が特定まちづくりルールと適合していない場合で必要があると認めるときは、協議対象行為者に対し、協議対象行為を特定まちづくりルールに配慮するよう要請することができる。
- 6 市長は、第4項及び前項の指導、助言、要請を行うときは、地域まちづくり協議会の意見を聞くものとする。

(公開空地等活用計画)

- 第9条 地域まちづくり協議会は、公益性を有するイベント等に付随する物販又はサービス提供等を伴う公開空地等の活用に関する計画を策定し、次の各号のいずれにも該当する場合は、公開空地等活用計画として市長に登録を申請することができる。
- (1) 公開空地等の活用を通じて、まちのにぎわい創出と魅力づくりに資するものであること。
 - (2) 対象となる公開空地等及び活用範囲が明確にされており、活用により空地本来の目的を阻害しないもの。
 - (3) 公開空地等の活用の期間は、年間180日以内かつ1つのイベントにつき原則10日以内であること。
 - (4) 申請者が活用する公開空地等の所有者又は管理者と申請者との間で、申請者が申請する活動について合意があること。
- 2 市長は、第1項の申請を受け、同項各号のいずれにも該当すると認められる場合は、賑わいづくり推進要綱の定めるところにより、公開空地等活用計画として登録し、当該計画の概要を公表するものとする。
- 3 公開空地等活用計画の登録期間は、登録の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとし、地域まちづくり協議会が第1項の公開空地等活用計画の登録の延長をしようとするとき、又は、公開空地等活用計画の登録期間中に廃止若しくは取消しをしようとするときは、取扱要領の定めるところにより延長、廃止又は取消しの手続を行うものとする。

(活動実績)

- 第10条 地域まちづくり協議会は、取扱要領の定めるところにより、毎年3月31日までに、地域まちづくり協議会の活動状況について市長へ報告しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第11条 市長は、福岡市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱の他の規定に関わらず、第4条に基づくまちづくりアドバイザーの派遣、第5条に基づく地域まちづくり協議会としての登録対象としないものとする。
- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人、その他団体でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、この要綱の他の規定に関わらず、地域まちづくり協議会として登録された団体が前項各号のいずれかに該当したときは、第5条に基づく地域まちづくり協議会の登録及び、同条3項に基づく活動費の助成及び技術的援助のためのコンサルタントの派遣の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、この要綱の他の規定に関わらず、公開空地等活用計画に基づく公開空地等の活用が第2項各号のいずれかに該当する者の利益となる場合は、第9条に基づく公開空地等活用計画の登録対象としないこととする。
- 5 市長は、この要綱の他の規定に関わらず、公開空地等活用計画に基づく公開空地等の活用が第2項各号のいずれかに該当する者の利益となると認められるときは、第5条に基づく地域まちづくり協議会の登録、第9条に基づく公開空地等活用計画の登録の決定を取り消すことができる。
- 6 市長は、本事業からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、第4条に定めるまちづくりアドバイザーの派遣又は、第5条に定める登録申請をした者（以下「対象者」という。）

に対し、対象者（法人、その他団体であるときは、その役員）、公開空地等活用計画に基づき公開空地等の活用を行う者（法人、その他団体であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、取扱要領で定める。

附 則

（既存のまちづくり協議会の特例）

要綱施行日以前に活動費の助成及びコンサルタントの派遣（以下「活動支援」という。）を受けているまちづくり協議会は、第5条の規定に関わらず、支援制度要綱により引き続き活動支援を受けることができる。

（本要綱の終期）

この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

（施行期日）

この要綱は、平成3年12月12日から施行する。

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。